

H B A 一般管理費会計・事業活動会計
「予算策定・執行に係る運用内規」

《目的》

(一財)北海道バスケットボール協会(以下「本協会」という。)、一般管理費会計ならびに事業費会計費用基準・役員ならびに評議員の報酬ならびに費用に関する規程・選抜チームの競技会派遣ならびに競技会審判員の派遣補助に関する規定に準じ、本協会の一般管理費および事業活動費予算策定、並びに予算執行および派遣に関する基本的事項を定め、会計の妥当性と透明性の確保を図ることを目的に本内規「一部、地区協会会計に準用」を定める。

《一般管理費・事業費 会計》「別紙-2 ファンドA/B交付金対象経費基準(以下、「別紙-2」という。)の運用」

1. 会議、競技会その他、各種事業等の日当の経費基準とその額を、次の各項に定める。

「※ 地区協会会計に準用する」

(1) 日当対象経費は、(別紙2-⑥会議費・⑦旅費交通費の基準)を参照する。

① 会議出席日当は、原則 2,000 円(以下、②の基本交通費を定める。)とする。

② 基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離が 40 km未満をいう。(距離の試算は、「Yahoo⇒地図⇒ルート⇒自動車による試算」)の場合、日当(交通費含)は、2,000 円/日とする

③ 会議が長時間となる場合、その日当の額はその都度、専務理事が別に定める。

④ 会議が同日・同所にて二つ以上の会議実施される場合、原則、日当の二重払いにならないよう配慮する。ただし、長時間または開催場所が異なり移動が伴う場合は、専務理事が別に定める。

⑤ リモート(web)で実施する会議等の参加は、日当 1,000 円とする。

⑥ 競技会、各種事業活動等の日当は、原則 2,000 円(基本交通費含む)とする。ただし、移動距離が基本交通費基準を超える場合、別に定める規定を以下(2)により交通費加算額を支払うことができる。

⑦ 競技会の各種事業活動等が長時間となる場合、その日当は、上限額を 4,000 円とする。その額は、必要に応じ、事業毎に専務理事が定める。

⑧ その他、本協会事務処理業務(庶務業務「書類の作成や整理などの作業全般」)日当(基本交通費含む)は、「業務日報」を提出し、支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

(2) 旅費交通費の加算額の支払い基準「会議、競技会、各種事業会計に準用する。」

① 居住地と開催地との往復移動距離が 40 km未満(以下、示す距離は、「YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車による試算」)の場合は、日当(交通費含)は、2,000 円/日とする。

② 居住地と開催地との往復移動距離が 40 km以上 100 km未満の場合、①の日当に下記、ア～ウに示す、追加交通費を支払うことができる。

③ 居住地と開催地との往復移動距離が 100 km以上の場合、①の日当に下記、エに示す計算式にて算出した、追加交通費を支払うことができる。

ア 40 km以上 60 km未満 追加交通費【500 円】

イ 60 km以上 80 km未満 追加交通費【1,000 円】

ウ 80 km以上 100 km未満 追加交通費【1,500 円】

エ 100 km以上 追加交通費【(YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車：試算往復距離 - 基本距離 40 km) × 37 円】 = 10 円単位を四捨五入した金額で支払うこと。

④ 審判員の交通費は、上記の 60%を支払うことができる。

※100 km以上 追加交通費【(YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車：試算往復距離 - 基本距離 40 km) × 37 円】 × 0.6 = 10 円単位を四捨五入した金額で支払うこと。

(3) 宿泊は、以下を基準とする

① 最寄り駅の出発時刻が「7 時以前」および、到着時刻が「23 時以降」となる場合、宿泊費 10,000 円(税込)／泊を上限とする。

② 【YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車を検索⇒距離算出「おすすめ」】時間・距離を算出していただき、スタート・ゴール(市町村所在地)から「100 km」を超える場合、原則宿泊を認めます。

(4) 競技会等の設営準備に関わる役員

(5) その他、専務理事が必要と認めた場合

※ 尚、「旅費の算出が不明な場合、必ず事務局に確認の上、精算するようにお願いします。」

2. 会議費「別紙2-⑥-(3)飲料及び軽食」

- ① 飲料・軽食費「上限300円、消費税込み」、飲料のみの場合「上限200円、消費税込み」とする。
- ② 会議その他事業等の業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要な時間帯である場合、食糧費は「上限800円（飲料含）消費税込み」とする。ただし、日当の加算支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。
- ③ 競技会事業での食料の提供は、稼働時間・時間帯等を考慮し、専務理事が別に定める。

3. 渉外・通信補助費

- (1) 委員会・部会に渉外費（通信費を含む）を以下に定める額を上限とし、尚、その額は、当該会計年度予算策定時に専務理事が別に定める。尚、各専門部、委員会、部会内の委員への支払い額は、**各専門部、委員会、部会と協議し、専務理事が決定する。**

1) 専門部	20,000 円/年
2) 総務委員会	20,000 円/年
3) 競技会委員会	30,000 円/年
4) 強化・育成委員会	30,000 円/年
5) 審判委員会	50,000 円/年
6) 普及委員会	20,000 円/年
7) スポーツ医科学委員会	20,000 円/年
8) 広報委員会	20,000 円/年
9) 3×3 委員会	10,000 円/年
10) 各部会	30,000 円/年

(2) 上記は補助費とするものであり、その額を上回る場合も上記額を超えて支払うものではない。

(3) 各地区協会は上記補助額の **50%** を上限とし、それぞれの規模に応じその額を専務理事が決定する。

4. 本協会主催または主管する大会および主管受託団体の大会役員、競技運営役員の業務・派遣、稼働ならびに事業活動に係る役割について、以下の各項に定める。

- (1) 大会役員とは、大会長・副大会長、大会顧問、大会委員長・大会副委員長、各委員会 GM・委員長、部長等 HBA 統括責任者および主管受託団体の上記相当職の役員で、プログラム記載の「大会役員」をいう。
- (2) 競技運営役員とは、競技運営に関わる役員で、プログラム掲載の「競技運営役員」をいう。
- (3) 競技会の大会役員および競技運営役員は、HBA 総務委員会が「競技会運営マニュアル」を作成し、理事会で決定する。
- (4) 競技会に稼働する競技運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要となる場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。
- (5) 高体連および中体連主催競技会への大会役員および運営役員の日当（交通費含）ならびに派遣費の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

《申し合わせ事項》

1 【趣旨】

本申し合わせは、（一財）北海道バスケットボール協会（以後、「本協会」という。）が主催および主管となる競技会ならびに講習会・研修会（以下、「事業等」という。）の役員稼働、派遣（審判員も含む）に関する稼働・派遣に関する事項を、本協会が別に定める「基本規程」ならびに「研修会の報酬および費用に関する規定」、「選抜チームの競技会派遣および競技会審判員の派遣補助費に関する規定」および「予算策定並びに執行に係る運用「内規」を基準とし、その執行に関して定めるものである。

2 【目的】

本協会事業等の役員稼働・派遣費等に係る本協会経費削減ならびに自己負担の軽減を図るとともに、併せ健全かつ明朗な会計処理を図ることを目的とする。

3 【自己負担金の軽減】

本協会規程「選抜チームの競技会派遣および競技会審判員の派遣補助費に関する規定」第4条3項(4) 審判員の派遣費（宿泊補助費）を、以下のように改訂する。

- ① 10,000 円 / 1 泊する。「改定前 5,000 円/ 1 泊」

4【事業等の経費削減の推進について】

- ① 開催地が札幌近郊本協会役員（札幌近郊在住）の、開催地へ派遣の前泊および後泊は、その移動距離が凡そ片道 50km 未満で、移動時間が 1 時間程度の場合、原則認められない。
- ② 開催地が札幌近郊以外で、開催日前日より会場設営が必要となる場合、原則、開催地区に会場設営を委託し、会場点検業務以外の役員の前日稼働を削減する。

《基本規程の改訂》

第 4 章 競技会

第 1 節 総則

第 93 条〔趣旨〕

本章の規定は、北海道内において開催されるバスケットボール競技会(以下「競技会」という)の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第 94 条〔定義〕

本章における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催とは、自己の名義において競技会、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同開催（共催）とは、共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管とは、試合等の運営の委託を受けて実施すること
- (4) 後援とは、他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助は伴わない）
- (5) 協力とは、他者の主催する試合等に物品の供与、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 協賛とは、他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助をおこない、その代償として一定の権利を得ること

第 95 条〔主催権〕

- 1 北海道内で開催される競技会的主催権は、全て本協会に帰属する。
- 2 本協会は、前項の主催権を、本規程に定める加盟団体、各種連盟および関連団体等に委譲することが出来る。

第 96 条〔主管委託〕

- 1 本協会は、主催する競技会の主管を、本規定第 82 条〔加盟団体〕、第 83 条〔ブロック〕、第 84 条〔各種連盟〕、第 85 条〔関連団体〕および第三者に委託することが出来る。
- 2 本協会より主管を委託された者（以下、「受託者」という。）が、本協会と協働または分担して行う業務について、次の各号に定める。
 - (1) 受託者は、競技会々場および関連する施設等の確保、施設使用料の減免要請とその申請手続等を本協会と協働しておこなう
 - (2) 受託者は、大会役員および運営役員を派遣し、競技運営を本協会と協働しておこなう
 - (3) JBA ファンド A の申請および報告に関する、競技会事業実施計画書・予算書および事業報告書、決算書等の提出業務は、本協会が施行する
 - (4) 受託者は、競技会に関する経費等の支払いならびに領収書等の証憑類の保管整理業務は、本協会と受託者が協働して実施し、経理処理業務は、本協会が施行する
 - (5) 競技会開催要項およびプログラムを受託者と協働し、本協会が作成する
- 3 主管委託する対象競技会事業は全道大会とし、ブロックまたは南北など分割開催する競技会は原則、対象としない。
- 4 主管委託料を競技会の規模「参加チーム数」により日当等の費用の支払いとは別に、下記の委託料を支払うものとする。但し、委託内容ならびに競技収支決算に大幅な収入超過または支出超過が認められた場合、その内容を精査し、受託者と委託料の支払額を協議のうえ決定する。
 - (1) 競技会参加チーム数 25 未満 委託料「50,000 円」
 - (2) 競技会参加チーム数 25～49 委託料「80,000 円」
 - (3) 競技会参加チーム数 50 以上 委託料「100,000 円」とする
- 5 受託者が大会開催価値を基に受ける補助金、協賛金および広告料等の収入の会計処理について、以下の各号に定める。
 - (1) 自治体などからの補助金は、本事業補助金収入とする
 - (2) 上記(1)を除く協賛金および広告料は、本事業の収入項目の協賛金、広告料会計へ計上するものとする。その場合、収入額の 20% を本競技会事業収入とし、残額は受託者の財政調整基金等会計に繰り入れるものとする
 - (3) 協賛者ならびに広告協賛者は、主催者の年間契約業者と、原則、競合しないものとする
- 6 本協会が競技会的主催・主管し、競技運営全般を担う競技会であって、会場確保などを開催地地区協会・各種連盟および関連団体などに協力を依頼する場合、大会要項に主管者として記載することが出来る。その場合の協力いただく内容と委託料の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。
- 7 本協会より主管を委託された受託者は、当該競技会に関する本協会の決定、指示に従わなければならない。